

子ども・子育て支援金制度創設に伴う条例改正

1 概要

子ども・子育て支援金制度創設（令和8年4月1日施行）に伴い、国民健康保険税の賦課項目について、従来の「基礎課税額」、「後期高齢者支援金等課税額」、「介護納付金課税額」に、新たに「子ども・子育て支援納付金課税額」を追加するとともに、「子ども・子育て支援納付金課税額」に係る課税限度額などの項目を追加するため、鹿児島市国民健康保険税条例の一部を改正するもの（改正地方税法施行令の公布後に改正予定）

【子ども・子育て支援金制度】

少子化対策に受益を有する全世代・全経済主体が、子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組みとして、全ての医療保険者が医療保険の保険料とあわせて支援金を拠出する制度

2 子ども・子育て支援金制度開始後の国民健康保険税

区分		R 8 標準保険料率	R 7 税率	R 8 税率（案）
基礎課税額	所得割額	8.32%	8.11%	8.26%
	均等割額	36,333 円	30,700 円	34,600 円
	平等割額	23,232 円	22,600 円	23,000 円
後期高齢者 支援金等課税額	所得割額	2.96%	2.88%	2.94%
	均等割額	12,801 円	10,700 円	12,200 円
	平等割額	8,185 円	7,800 円	8,100 円
介護納付金 課税額	所得割額	2.47%	2.51%	2.47%
	均等割額	12,446 円	11,100 円	12,000 円
	平等割額	6,169 円	6,300 円	6,100 円
【新】 子ども・子育て 支援納付金 課税額	所得割額	0.29%	—	0.29%
	均等割額	1,278 円	—	※ 1,200 円
	18 歳以上均等割額	95 円	—	※ 90 円
	平等割額	816 円	—	800 円

※18歳未満の「子ども・子育て支援納付金課税額」の均等割額は全額軽減され(全国一律)、軽減分を18歳以上均等割額として賦課